



Title	語り継がれる先王の故事：上博楚簡『昭王與龔之囗』の文献的性格
Author(s)	湯浅, 邦弘
Citation	中国研究集刊. 2006, 40, p. 35-49
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60900
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

語り継がれる先王の故事

—上博楚簡『昭王與龔之脣』の文献的性格—

湯 浅 邦 弘

序 言

『脣』（しょうおうときようしんとんと）から成る。

筆者は、先にこの内の『昭王毀室』について、その主題となつてゐる「合葬」に注目しつつ分析を加えた（注¹）。本稿では、引き続き、後半部の『昭王與龔之脣』を取り上げ、検討を進めてみることとした。

その際、特に留意すべき点は次の二つであろう。第一は、『昭王與龔之脣』の全体の文意と構成である。この資料については、「簡帛研究」網站などインターネット上に若干の札記類が発表されているものの、全体を通してその文意を明快に提示し、その文献的性格を解明した論考はまだ見られない。唯一、陳劍氏の「上博竹書《昭王與龔之脣》和《東大王泊旱》讀後記」（「簡帛研究」網站、

『春秋時代の第二十八代楚王である昭王（在位前五一五九前四八九年）について、『史記』楚世家や『國語』楚語に、吳との敵対関係を中心とした僅かな記述が見られるものの、詳細な事績や故事については、ほとんど伝えられていない。

ところが、『上海博物館藏戰國楚竹書（四）』（馬承源主編、上海古籍出版社、二〇〇四年十二月）の中には、この昭王に関わる文献が二篇收められている。それは、竹簡十枚からなる文献で、第五簡の墨節を境に、前半の『昭王毀室』（しょうおうきしつ）、後半の『昭王與龔之

二〇〇五年二月十五日）が全体の現代語訳を試みているが、文意を取りづらい箇所が残されている。また、『上海博物館藏戰國楚竹書（四）』の釈文（担当者は陳佩芬氏）でも、文意未詳として「待考」とされている部分が多い。まずは、この資料を通読し、その全体の構成と文意を明らかにする必要がある。

第二は、前半の『昭王毀室』との関係である。先の考察によれば、『昭王毀室』において楚の昭王は、死者に対する敬意から直ちに「合葬」を許諾する王として描かれていた。すなわち、模範とすべき物わかりの良い王として顕彰されているのである。では、後半の『昭王與龔之脣』では、昭王はどのような人物として登場しているであろうか。それを検討することにより、この二篇の共通性あるいは相違点を明らかにできるであろう。また、第五簡の墨節がどの程度の区切り意識を表明したものであるかについても正しく理解することができよう。

以上の考察を通して、最終的には、この二篇の文献的性格を明らかにできると考へる。

一 『昭王與龔之脣』釈読

まず、本文献の書誌的情報を記しておく。写真・釈文

を掲載する『上海博物館藏戰國楚竹書（四）』によれば、『昭王與龔之脣』はその直前の『昭王毀室』と併せて竹簡十枚から構成されている。簡長は完簡の場合四三・三〇四四・二四。竹簡の上下端は平齊で三道編縫、右契口（注2）である。

前述のように、第五簡途中に墨節があり、明らかに二つに分節されていることが分かる。釈文では、そこまでの前半部を『昭王毀室』、そこから後を『昭王與龔之脣』としている。名称はいずれも内容に基づく仮称である。字数は『昭王毀室』一九六字、『昭王與龔之脣』一九二字。十簡の合計で三八八字である。

以下では、便宜上、内容を一つの段落に区切つて原文（注3）と書き下し文、現代語訳、解説を掲載する。05・06などは竹簡番号、「■」は墨釘、「」は墨節、「/」は竹簡の断裂を輻合した箇所、【】は欠損字を補つた箇所であることを示す。

なお、上博楚簡の筆写年代については、周知の通り、二二五七±六五年前という中国科学院上海原子核研究所の炭素十四の測定値が紹介されている（注4）。この数値は、一九五〇年を定點とする国際基準によつて換算すれば、前三〇七±六五年、すなわち前三七二年から前二四二年となり、下限は秦の將軍白起が郢を占領した前二七八八年

に設定されることから^(注5)、書写年代は前三七二年から前二七八年の間の可能性が高いと推定される。原本の成立は当然これを遡るわけであるから、本稿では、取りあえず、この『昭王與龔之眸』について、遅くとも戦国時代の中期頃までに成立した文献であるとの前提に立つて考察を進め、内容の検討を終えた後、この点について改めて分析を加えてみたい。

(一) 前半部

05 昭王⁰⁶逃⁰⁶。龔之眸馭王、將取車。大尹遇之、披⁰⁶裯衣。大尹入告王、「僕遇眸將取車、披⁰⁶裯衣、眸介趣君王、不⁰⁷獲引頸之罪。君王、至於正冬而披⁰⁶裯衣」。王召而與之衽祫。龔之眸披之、其衿見至逃⁰⁶。王命龔之眸⁰⁸母見。

昭王^{逃⁰⁶に}眸⁰⁶とす。龔之眸王に馭たり、將に車を取らんとす。大尹之に遇うに、裯衣を披⁰⁶る。大尹入りて王に告ぐ、「僕眸の將に車を取らんとするに遇うや、裯衣を披⁰⁶る。眸君王に介騒し、頸を引くの罪を獲⁰⁶ず。君王正冬に至るに裯衣を披せんや」。王召して之が衽祫を与^う。龔之眸之を披⁰⁶、其の衿^{あら}見わにして逃⁰⁶に至る。王龔之眸

をして見ゆること母からしむ。

昭王は逃⁰⁶の地に赴こうとし、御者を務めていた龔之眸が出動の準備をしていた。ちょうど大尹がその場を目撃したところ、龔之眸は寒そうな肌着を着用していた。そこで大尹は王の部屋に入り告げた、「私は龔之眸が車の準備をしているところに出会いましたが、彼は肌着を着ていました。龔之眸は王の御者を務め、何も大罪を犯してはいません。君王は、これから真冬になろうとするのに、彼に肌着を着せようというのですか」。そこで王は龔之眸を召して綿入れの上着を与えた。龔之眸はそれを着用したが、その襟を露わにしたまま逃⁰⁶に赴いた。そこで王は龔之眸を謁見禁止とした。

若干の語注を加えておこう。「逃⁰⁶」について、釈文は「珧寶」と読み、「珧」は「江珧」の意として、「《昭王與龔之眸》敍述昭王為珧寶之事」とするが、後文との關係が不明である。これに対し、陳劍は「逃⁰⁶」と読み、地名とする。ここでは陳氏の説に従つた。

「龔之眸」は人名。陳劍は「龔之眸」とするが、いずれにしても伝世文献には未見の人名である。「大尹」について、釈文は、楚の官名で「大攻尹」のこととする。「裯

衣」は重ねた襤（肌着）。陳劍は、「襤衣」「夾衣」であるが冬服としては防寒に不十分な衣であると説く。

「脣介趣君王」について、釈文は、介は「孤独」「趣」は「驕」で、「介驕」とは「独自駕御」の意と説く。楊澤生は「脣示趣君王」と読み、「示」を「語」の意であるとした上で、脣が大尹に君王のところへ行くことを告げる、の意に解する。但し「介」にはたすけるの意があるので、ここでは「介驕」は御者を務める（主人を助けて車を操縦する）の意と取った。

「引頸」は、首を差し出して死に就くこと。大尹は、楚王に対して、龔之脣にはそのような大罪はないと弁護しているのである。これに対する楚王の反応が「王召而與之衽襤」というものであるが、釈文は「王訥而余之衽襤」、陳劍は「王召而舍之領袍」に読む。陳斯鵬は「衽襤」「領袍」について、『史記』范睢伝に「須賈意哀之、留與坐飲食、曰、『范叔一寒如此哉』。乃取其一綿袍以賜之」と見える「綿袍」（綿入れの上着）であると説く。いずれにしても、大尹の諫言を容れて、防寒用の厚着を龔之脣に与えたという意味である。釈文が「余」と釈読する文字、ここでは「與」の意味に解した。

それを受けた龔之脣の行動が「龔之脣披之、其衿見至逃塗」であり、釈文は「龔之脣披之其衿、見舉逃竄」と

読むが、陳劍は「龔之脣披之、其衿視至逃塗」と釈読し、孟蓬生も「龔之脣披之、其衿見」と読む。ここは難解な箇所であるが、鍵を握るのは「衿」「衿見」であろう。「衿」見」とは、襟をきちんと閉じず露出したまま着する、との意ではないかと推測される。類似の語として「披襟」（注6）があり、襟を開くというのは決して良い意味ではない。降伏の比喩で使われることもある（注7）。逆に、容儀の正しい様子を「正襟危坐」と言い（注8）、衣襟を整えて恭敬を示すことを「斂衽」と言う（注9）。

このように、襟の持つ獨特の意味を考慮すれば、ここは、龔之脣の着用の仕方が不適切であつたため、その態度を重く見た昭王が龔之脣に罰を与えた、という意味であつたと考えられる。この事態を受けて大尹と王の対話が展開されるのが、後半部である。

(二) 後半部

08 大尹聞之、自訟於王、「老臣爲君王守視之臣、罪其容於死。或昧死言、僕見脣之寒也、以告君王。今君王有命09 脣母見。此則僕之罪」。王曰、「大尹之言脣、何訛有焉。天加禍於楚邦、霸君吳王廷至於郢、楚邦之良臣所暴10 骨。吾未有以憂其子。脣既與吾同車、有／【衿】衣、思邦人

皆見之」。三日焉、命龔之脣見。

大尹之を聞き、自ら王に詫う、「老臣君王の守視の臣と為り、罪其れ死を容れん。昧死して言うこと有るも、僕脣の寒を見るや、以て君王に告ぐ。今君王脣をして見ゆる母からしむること有り。此れ則ち僕の罪なり」。王曰く、「大尹の脣を言うや、何の詫つこと有らん。天禍を楚邦に加え、霸君吳王、郢に廷至し、楚邦の良臣骨を暴す所となる。吾未だ以て其の子を憂うこと有らず。脣既に吾と車を同じうするに、衿衣すること有らず。脣之を見ると思う」。三日にして、龔之脣をして見えしむ。

大尹はそのことを聞き、自ら王に訴え出た。「私は君王の側近の臣であります。その罪は死に值しましよう。私は、不敬の言とは知りながら龔之脣の寒い様子を見かねて君王に申し上げたのです。ところが今、君王は龔之脣を謁見禁止となさいました。これは、そもそも私の罪です」。すると王は、「大尹が龔之脣について言うことは何の過ちがあろうか。（そなたの言はもつともである。たゞ私が龔之脣を謁見禁止にしたのは次のような理由による）。天がわが国に禍を下し、霸君たる吳王闔閭の軍がわが都の郢に殺到した。その際、わが国の良臣たちは敗戦

によつて屍を野に晒すこととなつた。しかし私は今なお、その遺子たちに充分な勞りを施すことができない。ただ、龔之脣については私の御者として車に同乗させ（優遇し）ているが、彼はその意を理解せず、襟を露わにしたまま乗車した。私は、その姿を国の人々が目にしただらうと考え（て短期的な見せしめとして謁見禁止の措置をとつ）たのだ。三日の後、昭王は（措置を解除し）龔之脣を謁見させた。

この後半部分については、陳佩芬氏の釈文や句讀では読解できない箇所が多い。まず、「老臣爲君王守視之臣」について、釈文は「老臣爲君王守、見之、臣罪其容於死」と釈讀するが文意未詳である。陳劍は、「老臣爲君王守視之臣、罪其容於死」と句讀し、「守視之臣」を「守邦視政的執政大臣」と訳す。君王の身辺を常に視察する職分の臣下の意であろう。

「罪其玄（容）於死」の「玄」字、釈文は「容」と読み、容貌と注するが、文意未詳である。ここは、死罪に当たるの意ではなかろうか。「容於死」の用例としては、『孟子』離婁上に「況於為之強戰、爭地以戰、殺人盈野、爭城以戰、殺人盈城。此所謂率土地而食人肉、罪不容於死（罪死にも容れられず）」とある。

「昧死」について、釈文は「聞死」と釈読するが、陳劍は「昧死」と読み、「冒死」の意であると説く。「昧死」は「あえて死罪に当たることも知らず」の意で、失礼をかえりみずあえてすること。臣下が君主に差し出す文に用いる。『韓非子』初見秦に「臣昧死、願望見大王」と見える。

「倉」「寒」について、釈文は「倉卒」「倉皇」（慌て取り乱す）の意と解するが、陳劍は「倉」「蒼」「滄」「寒」は字形類似により転用される」とし、「寒」に読む。

「訴」「訛」字について、釈文は「訓」と釈読するが文意未詳である。陳劍は「訛」（過）の誤写とする。

次に、楚王が吳との敵対関係を説く部分であるが、「天加禍於楚邦」と、自國の敗北を「天」の下した「禍」としている。中国古代における天の思想を考察する際、重要な資料となるであろう。同じく上博楚簡の『魯邦大旱』『柬大王泊旱』には、旱魃が天の降した災禍であるとの思考が窺える。旱魃といった大災害や国都が奪取されといつた戦災などは、天の下した罰であるとの意識を反映するものであろう。

この楚の敗北は吳王闔閭（闔廬）（？～前四九六年）の軍の侵攻によるものであったが、それを意味すると思われる「霸君吳王廷至於郢」の部分、釈文は「怕君吳王廷、

至於郢」と釈読しつつも「本句語意不明」とする。陳劍は「快君吳王身至於郢」とするが、孟蓬生は君主が他国に「身」ずから入ることはないとして、「霸君吳王、廷至於郢」と読み、「廷」は「徑」（徑行、直行）の意と説く。なお、侯乃鋒は、『風俗通義』五伯篇の「仁不純、爲霸君也」との用例から、「霸君」とは必ずしも褒称ではなく、楚側が吳王のことを言つて「いる」と考えて良いとする。

楚の敗北の様を述べていると思われるのが「楚邦之良臣所暴10骨」であるが、釈文は、「楚邦之良臣所慧。骨」と句読し、「慧」（または「衛」）は敏・智の意であると説くものの、文意未詳である。陳劍は「暴骨」と読む。吳の郢侵入によつて多くの戦死者を出したことをいうのである。

次の「吾未有以憂其子。脾既與吾同車」は、私（昭王）は今なお、その遺子たちに充分な勞りを施すことができていな。ただ、襲之脾については私の御者として車に同乗させ（優遇し）ている、の意であろう。句点の位置については、文意はほぼ同じとなるが、「楚邦之良臣所暴骨、吾未有以憂、其子脾既與吾同車」とする可能性もある。

こうした特別待遇を理解せずに襲之脾が取つた態度をいうのが、次の「有【衿】衣」であると考えられる。戦

死した「楚邦之良臣」の子の一人である龔之眸については、特別待遇で私（昭王）と同乗する御者の身分に取り立ててやっているのに、その意を理解せず、衣服の正しい着用の仕方をしなかつた（不遜な態度を取つた）、の意であると理解される。釈文は「或□衣凶」と一字分欠如として、「衣凶」は義未詳とするが、陳劍は二字補い「凶」を「思」に読んで、「或舍之衣、思」とする。陳劍が「舍」と認定する字は、上部のみ残存しており、前出の「袵」「衿」の可能性がある。ここでは、前半部との整合性を考慮して右のように字を補い解釈してみた。

「思邦人皆見之」とは、龔之眸の不遜な態度を国人人々が注視したと私（昭王）は考へた、の意であろう。陳劍は、この前後の部分を「現在有死難者之子龔之眸既跟我同車、我賜給他衣服、想讓國人都看見、以瞭解我存恤烈士之後的心意啊」と訳すが、それでは、なぜ昭王がそもそも龔之眸を謁見禁止にし、また、その措置を三日間で解除したのかの説明がつかないであろう。

最後の「三日焉、命龔之眸見」は、対吳戦争における遺子への弔慰（御者への取り立てと厚着の下賜）を無にして不遜な態度を取つた龔之眸に対して、謁見禁止という措置をとつたが、それは、昭王の個人的な怒りから発したものではなく、他の国民や遺子たちへの配慮を意図

した軽度の見せしめであった。それ故、謁見禁止はわずか三日間で解除された、という意味であろう。

このように、『昭王與龔之眸』は、楚の昭王と龔之眸に関わる故事を記した文献であるが、構成は『昭王殿室』に比べてやや複雑である。肝心な部分に文字の欠損があることもあって、全体の文意も難解である。ただ、龔之眸と昭王との関係は明瞭である。龔之眸は対吳戦争の遺子で、昭王の御者に抜擢されていたが、不適切な態度があり、昭王から軽度の罰を与えられた。一方、昭王は、龔之眸の態度が他の遺子や国民から反感を買うであろうことを憂慮して謁見禁止としたが、そもそも龔之眸にそれがほどの惡意がないことも分かっていた。従つて、他の遺子や国民の手前、龔之眸に罰を与えはしたが、それは、昭王の深謀遠慮から発する軽度の戒めであった。

二 史実との対応

以上、『昭王與龔之眸』の全体について解釈してみた。

この故事は、他の伝世文献には見られない。ただ、後半部には、吳楚戦争に関わると思われる記述があり、この故事が一定の史実を背景としている可能性を想定できる。そこで本章では、『史記』楚世家の記述によつて、『昭王

與襲之脣』と史実との関係について考察を加えてみたい。

『史記』楚世家によれば、楚が吳に攻撃され、国都の郢に侵攻されたのは、楚の昭王十年（前五〇六）のことであつた。吳軍が來襲した際、將軍の子常が迎撃したものの、子常は敗れて鄭に逃亡。楚軍が敗走したので、吳軍は勝ちに乗じて追撃し、途中で五たび戦つて郢に侵攻。これにより昭王は郢を出奔した。

十年冬、吳王闔閭・伍子胥・伯嚭與唐・蔡俱伐楚、楚大敗、吳兵遂入郢、辱平王之墓、以伍子胥故也。吳兵之來、楚使子常以兵迎之、夾漢水陣。吳伐敗子常、子常亡奔鄭。楚兵走、吳乘勝逐之、五戰及郢。己卯、昭王出奔。庚辰、吳人入郢（春秋云十一月庚辰）。

その後、昭王は亡命して雲夢に至り、鄖（楚の邑）に逃走、更に隨（楚の属国）に出奔した。

昭王亡也至雲夢。雲夢不知其王也、射傷王。王走鄖。鄖公之弟懷曰、「平王殺吾父、今我殺其子、不亦可乎？」鄖公止之、然恐其弑昭王、乃與王出奔隨。吳王聞昭王往、即進擊隨、謂隨人曰、「周之子孫封於江漢之間者、楚盡滅之」。欲殺昭王。王從臣子綦乃深匿王、自以為王、謂隨人曰、「以我予吳」。隨人卜予吳、不吉、乃謝吳王曰、「昭王亡、不在隨」。吳請入自索之、隨

不聽、吳亦罷去。

ただ、昭王は郢を去るとき、大夫の申包胥を秦に派遣して、救援を要請している。秦はこれに応え、兵車五百乘をもつて楚を救援し、楚も敗残兵を糾合して、秦とともに吳を伐つた。昭王の十一年（前五〇五）六月、楚は吳を稷（楚の邑）で破り、吳王闔閭は吳の内乱により帰国。同年九月、昭王は帰国して郢に入った。

昭王之出郢也、使申包胥請救於秦。秦以車五百乘救楚、楚亦收餘散兵、與秦擊吳。十一年六月、敗吳於稷。會吳王弟夫概見吳王兵傷敗、乃亡歸、自立為王。闔閭聞之、引兵去楚、歸擊夫概。夫概敗、奔楚、楚封之堂谿、號為堂谿氏。楚昭王滅唐。九月、歸入郢。

ところが、十二年（前五〇四）に吳はまた楚を伐ち、番（楚の邑）を奪取。楚は恐れて郢を放棄し、北の都を国都とした。二度目の危機であつた。

十二年、吳復伐楚、取番。楚恐、去郢、北徙都都。しかし、昭王の二十一年（前四九五）、吳王闔閭は越を伐つが、越王句踐が吳王を負傷させ、闔閭は亡くなる。このため吳は越に矛先を向け、楚を伐たなくなつた。これにより、楚は危機を脱した。

二十一年、吳王闔閭伐越。越王句踐射傷吳王、遂死。吳由此怨越而不西伐楚。

昭王が亡くなるのは、二十七年（前四八九）である。

春、吳が陳を伐った際、昭王は陳を救援して城父（楚の邑）に布陣。十月、昭王はその陣中で病没した。

さて、このような吳楚の関係を念頭に置き、今一度『昭王與龔之眸』を振り返ってみよう。『昭王與龔之眸』において、昭王は、「霸君吳王、郢に廷至し、楚邦の良臣骨を暴す所となる」と述べていた。これは、恐らく、昭王十一年（前五〇六）の郢陥落のことを指していると思われる。一年後、昭王は、秦の援助と吳の内乱により、郢を奪回するが、敗戦の傷跡は深く、充分な国力の恢復にまでは至らなかつた。その翌年には再び郢を放棄する事態となつてゐる。

とすれば、昭王が「吾未だ以て其の子を憂うること有らず」と嘆いたのは、この昭王十一年から十二年にかけての状況を反映するものであつたと推測される。この時

点で楚は、郢の奪還には成功したものの、その救恤策はまだ充分には機能していなかつたのである。

従つて、王の御者という厚遇を得ながら、「衿見」という不遜な態度で車を操縦した龔之眸の姿は、まだ敗戦の傷が癒えぬ国民や他の遺子たちの目に、甚だ不適切なものとして映つたであろう。昭王はそのことを危惧し、戒めとして謁見禁止という措置をとつたと考えられる。

このように、『昭王與龔之眸』は、吳楚の対立、郢の陥落および奪還という史実を背景とするものであつた。龔之眸という人物も、他の伝世文献には見られないが、恐らく、当時の楚人にとっては、対吳戦争の遺子として馴染みのある名前だつたと推測される。

先に考察した『昭王毀室』でも、「合葬」が一定のリアリティを持つ行為として受け止められてゐたであろうと考えられたが、「合葬」を直訴する人物はただ「君子」と表現されるのみで、固有名は記されていなかつた。これに對して、本文献では、龔之眸という具体的な人名が明記されている。このことからも、本文献は、架空の話を捏造したのではなく、一定の史実を基に記載されたものであると考えられるのである。

三 『昭王與龔之眸』の文献的性質

次に、『昭王與龔之眸』の文献的性質について考察を加えてみよう。筆者は『昭王毀室』に対する分析から、それが、特定の思想家や「孝」「悌」「仁」「義」などの倫理的要素を宣揚するために広く世界に向けて発信された思想的文献というのではなく、楚の王、太子、あるいは貴族などを主な読者対象として編纂された楚の在地性の

文献である可能性が高いということを先に指摘した(注19)。

この点に関連して注目されるのは、上博楚簡『昭王毀室』『昭王與襄之牋』『東大王泊旱』の三文献がともに楚人の手になるとする陳偉氏の見解である。

陳偉「《昭王毀室》等三篇的幾個問題」(『出土文献研究』第七輯、上海古籍出版社、二〇〇五年)は、これら三篇が春秋時代に流行した「語」の形式の作品であるという。「語」とは、『国語』楚語上冒頭の「申叔時論傅太子之道」に次のように見える。

問於申叔時、叔時曰、教之春秋、而為之聰善而抑惡焉、以戒勸其心。教之世、而為之昭明德而廢幽昏焉、以休懼其動。教之詩、而為之導廣顯德、以耀明其志。

教之禮、使知上下之則。教之樂、以疏其穢而鎮其浮、教之令、使訪物官。教之語、使明其德、而知先王之務用明德於民也。教之故志、使知廢興者而戒懼焉。

教之訓典、使知族類、行比義焉。

これは、楚の賢人申叔時が太子教育の内容として楚の莊王(在位前六一三~前五九年)に論じたものである。

「語」とは、太子に教授すべきものとして、「春秋」「世(先王の系譜)」「詩」「礼」などともに重視される九科の一つで、「之に語を教えて、其の徳を明らかにして、先王の務めを知りて明徳を民に用いしむるなり」と定義さ

れる。また、この「語」について、韋昭は「語、治國之善語」と解説する。つまり、国家を統治していく際に参考となる名言という意味である。さらに、貝塚茂樹「国語に現れた説話の形式」(『貝塚茂樹著作集』第五巻、中央公論社、一九七六年)は、「語」について、宫廷の盲目の樂師すなわち瞽史が、国の祖先の功業を口頭で暗誦し、世襲的に語り継いでいたものとし、大野俊『国語』(明治書院、一九七五年)「解題」は、この「語」の持つ「会話」という形式上の特色を重視している。

今、『東大王泊旱』は一応除外して、昭王に関する二つの故事が、この「語」に該当するか否かを検討してみよう。

まず、『昭王毀室』では、昭王が築いた離宮が「君子」の父の墓所にあり、たまたまその落成式の折に母を亡んだ君子が父母の合葬を願い出るという話であった。門番や奏上役は君子を制止しようとするが、昭王は、君子の直訴をきいて直ちに合葬を許し、さらに建設したばかりの離宮を取り壊すよう命ずる。同様の事例を記載する『晏子春秋』では、合葬の直訴に際して、齊の景公は難色を示し、晏嬰に諫言されてしぶしぶ承諾していた。これに比べれば、昭王の行為は、死者に対する敬意、知性と決断の早さという点で際だつて見える。合葬を許し、

離宮の取り壊しを命じた昭王の言動はまさに「其の徳を明らかに」する「善語」の範疇に入ると言えよう。また、この故事が、論文形式ではなく、会話を中心に構成されている点も、「語」の性格に合致する。

それでは、『昭王與龔之脣』における昭王はどうであろうか。初め、龔之脣の薄着を氣の毒に思つた大尹は昭王に諫言する。これから冬に向かうというのに、御者にあのような薄着をさせていてよいのかという苦言である。昭王は大尹に言われて初めて龔之脣に綿入れの服を与えるのである。ここまででは、一見、昭王の側に非があるよううに描かれており、「善語」とは無関係であるようと思われる。

しかし、昭王が龔之脣に厚着を下賜できていなかつたのは、対吳戦争の敗北という背景があつたからである。一度は都の郢を奪われ、楚は疲弊していた。このような状況の中で、龔之脣を御者に任用したこと自体、昭王にとつてはかなりの厚遇であつたが、対吳戦争の遺子たちに手厚い救恤策を施すまでには至つていなかつたのである。

こうした昭王の立場と心情を充分に理解できなかつた龔之脣は、「衿見」という不遜な態度で車を操縦した。昭王は直ちに龔之脣を謁見禁止とする。驚いたのは大尹で

ある。自らの発言が、このような事態を招くとは思いもよらなかつたからである。大尹は直ちに措置の撤回を願い出る。

ところが昭王は、大尹の気持ちをすでに斟酌しており、なぜ謁見禁止という措置を執つたのかを説明していく。それは、対吳戦争における遺子たちへの配慮であつた。すでに御者として厚遇している龔之脣がそのような態度では、他の遺子や国民に悪い影響を与える。そのように思つた昭王は、軽い見せしめとして龔之脣を謁見禁止にしたというのである。だから、その措置はわずか三日で解除された。

このように、この故事は、対吳戦争後における昭王の深謀遠慮を描くことに主眼の一つがあつたと言えよう。つまり、この故事でも、昭王は顕彰されていると考えられるのである。また、王と臣下の会話が故事の中心を占めるという点も『昭王毀室』と同様である。

ただ、昭王は、二度までも国都の郢を放棄した王である。果たして顕彰される王という理解は正しいのである。それとも、この『昭王毀室』『昭王與龔之脣』の昭王評価が異例なのであらうか。

そこで注目されるのは、『左伝』哀公六年および『史記』『楚世家』に見える孔子の言葉である。

昭王は、二十七年（前四八九）十月、城父（楚の邑）の陣中で病に倒れた。その折、赤い雲が鳥のように太陽をはさんで飛んだ。周の太史は「王に害があるが、その害を将相に移すことができる」と言い、将相たちは自らその害を引き受けたいと懇願したが、昭王はそれを許さなかつた。また、卜占によると黄河の神が祟りをしているとのことであり、大夫が黄河の神に祈りたいと述べたが、昭王は、「黄河の神から罪を受けるいわががない」として許さなかつたという。

是歲也、有雲如衆赤鳥、夾日以飛三日。楚子使問諸周大夫。周大夫曰、「其當王身乎、若崇之、可移於令尹司馬」。王曰、「除腹心之疾、而寘諸股肱、何益、不穀不有大過、天其夭諸、有罪受罰、又焉移之」。遂弗祭。初、昭王有疾、卜曰、河為祟、王弗祭。大夫請祭諸郊。王曰、「三代命祀、祭不越望。江漢睢章、楚之望也。禍福之至、不是過也。不穀雖不德、河非所獲罪也」。遂弗祭。（『左伝』哀公六年）

二十七年春、吳伐陳、楚昭王救之、軍城父。十月、昭王病於軍中、有赤雲如鳥、夾日而蜚。昭王問周太史、太史曰、「是害於楚王、然可移於將相」。將相聞是言、乃請自以身禱於神。昭王曰、「將相、孤之股肱也、今移禍、庸去是身乎」。弗聽。卜而河為祟、大夫

請禱河。昭王曰、「自吾先王受封、望不過江漢、而河非所獲罪也」。止不許。（『史記』楚世家）

このことを陳で聞いた孔子は、次のように批評したという。「楚の昭王は大道に通じている。その国を失わないのは当然だ」と。

・孔子曰、「楚昭王知大道矣、其不失國也宜哉」。（『左伝』哀公六年）

・孔子在陳、聞是言、曰、「楚昭王通大道矣。其不失國、宜哉」。（『史記』楚世家）

つまり、昭王は安直な神頼みを拒否し、孔子はその姿勢を「大道」に通ずるとして高く評価しているのである。また、「其の国を失わざるは、宜なるかな」という評言も、吳に郢を奪われた後、短期間で失地を恢復したという点を評価するものである。

さらに、『史記』吳太伯世家では、吳が楚に侵攻するに際して、その戦略が記されているが、吳王闔閭に戦略を問われた伍子胥と孫武は次のように答えている。

九年、吳王闔閭請伍子胥・孫武曰、「始子之言郢未可入、今果如何」。子對曰、「楚將子常貪、而唐・蔡皆怨之、王必欲大伐、必得唐蔡乃可」。

すなわち、楚への侵攻の理由を、伍子胥と孫武は、楚の將軍「子常」の「貪」欲さに求めているのである。だ

から、楚の属国である唐と蔡は楚を怨んでおり、この両国を味方につければ成功する、と説くのである。ここで、將軍子常の非が強調されているのであり、楚の昭王については何ら批判されていない。敵国の軍師たちから見ても、楚の昭王は非難の対象とはなっていないのである。

なお、『国語』楚語にも、数条、昭王の登場する話があるが、楚の大夫「観射父」に天地が通じなくなつたのは何故か質問したり、祭祀や犠牲について質問したりする程度で、少なくも昭王は否定的に描かれてはいない。この敗戦（柏舉の戦）についても、『史記』同様に、子常の貪欲さが強調されており、その点を捉えて大夫「鬪且」が子常の敗北を一年前に予言したとされている。

しかも、この敗戦の際、大夫の子西に「子常唯思舊怨以敗、君何效焉」と諫言され、昭王は、あつさりと「王曰、善、使復其所。吾以志前惡」と子常を許し、逆に自らを反省しているのである。

このように、『国語』『左伝』『史記』の記述をも参考にすると、昭王に対する評価は『昭王毀室』『昭王與龔之脣』に特有のものではなかつたことが分かる。ここでは、『東大王泊旱』に対する考察を除外したので、これら三文献全体を直ちに「語」の形式であると言つて良いかどうか

かの判断は保留としておきたいが、少なくとも、『昭王毀室』『昭王與龔之脣』はいずれも、昭王の言動を評価する文献として共通の性格を有していると言えるであろう（注11）。とすれば、第五簡の墨節の意味も自ずから明らかとなる。それは、全く性格の異なる二つの文献の区切りを示すものではなく、同一文献の内部を分節するマークであつたと言えよう（注12）。『昭王毀室』と『昭王與龔之脣』とはともに、「其の徳を明らかに」した「先王」の故事を記した文献であり、その読者として最も相応しいのは、昭王以後の楚の王、太子、貴族たちであつたと考えられる。

結語

以上、本稿では、上博楚簡『昭王與龔之脣』の内容と文献的性格について検討を加えてきた。『昭王與龔之脣』は『昭王毀室』とともに、昭王の故事を記した文献であった。

それでは、これらの成立年代はどのように考えられるであろうか。昭王の在位は前五一五～前四八九年であり、本文献では、「昭王」と諡で呼ばれている。このことから、これらの文献の成立の上限は、春秋末期の紀元前四八九

年となる。一方、竹簡筆写の下限は前記の通り、前二七八年の可能性が高い。すなわち、文献成立の可能性としては、春秋末期から戦国中期までが該当の範囲内ということになる。

ただ、昭王没後の遙か後にこうした文献が突如編纂された必然性は、やや稀薄であると言えよう。ここでは、確定的な根拠は見いだせないが、『昭王殿室』や『昭王與襄之牋』は昭王の没後さほど時を経ない時期に編纂されたという可能性を指摘しておきたい。

上博楚簡は、一九九四年、香港の古玩市場で発見された竹簡である。盗掘によって流出した竹簡であり、その出土地は湖北省（旧楚領）であると推測されている^(注13)。

とすれば、この竹簡を副葬された墓主である楚人は、昭王の故事を記す竹簡を生前大切に保有していた可能性がある。

楚人にとって、昭王は、語り継がるべき偉大な先王だったのである。

注

(1) 拙稿「父母の合葬—上博楚簡『昭王殿室』について—」〔東方宗教〕第一〇七号、二〇〇六年。

(2) 契口とは、編縫がずれないようにするために、竹簡に施された小さな切れ込みのことである。

(3) ここに言う「原文」とは、『上海博物館藏戰國楚竹書（四）』に掲載された陳佩芬氏の积文を底本とし、筆者が最終的に釈読した积文である。従つて、陳氏の积文と文字の認定が異なる場合もある。その点を含め、必要と思われる箇所についてはその都度注記する。なお、現時点では、本文献に関する専論はなく、筆者が参照した札記類は、以下のように、すべて「簡帛研究」網站（インターネット）上に掲載されたものである。本稿では、諸氏の説を注記する場合、その氏名のみを掲げる。題名・掲載日などについては下記を御参照いただきたい。

- ・陳劍「上博竹書《昭王與襄之牋》和《東大王泊旱》讀後記」（「簡帛研究」網站、二〇〇五年一月十五日）
- ・孟蓬生「上博竹書（四）問詁」（「簡帛研究」網站、二〇〇五年三月六日）
- ・陳斯鵬「初讀上博竹書（四）文字小記」（「簡帛研究」網站、二〇〇五年三月六日）
- ・侯乃鋒「《昭王與襄之牋》第九簡補說」（二〇〇五年三月二十日）

(4) 「馬承源先生談上海簡」(『上博館藏戰國楚竹書研究』, 二〇〇一年, 上海書店出版社)。

(5) 前二七八年の「白起伐郢」後、紀山古墓群に楚墓が造営されなくなり、楚文化の継承が見られなくなることについて、劉彬徵「閔于郭店楚簡年代及相關問題的討論」(『早期文明與楚文化研究』岳麓書社, 二〇〇一年) 参照。

(6) 『文選』宋玉・風賦に「有風颶然而至、王乃披襟而當之」とある。

(7) 『文選』沈約・應詔樂遊苑餞呂僧珍詩に「函輶方解帶、曉武稍披襟」とある。

(8) 『史記』日者列伝に「宋忠・賈誼瞿然而悟、猶纓正襟危坐」とある。

(9) 『戰國策』楚策一に「一國之眾、見君莫不斂衽而拜、撫委而服」とある。

(10) 注 (1) 前掲拙稿。

(11) 仮に、「彼らが「語」の形式の文献であるとすれば、『国語』に代表されるような「語」形式の文献は、この上博楚

簡に見られるような形で比較的早くから通行していたと言えるであろう。

(12) こうした意味での墨節が見られる例としては、他に郭店楚墓竹簡『六德』がある。なお、戰國楚簡では、明確に文献の末尾(終了)を示す際には、墨節・墨釘・墨鉤の後を

留白としているようである。この点の詳細については、拙稿「上博楚簡『從政』の竹簡連接と分節について」(『中國研究集刊』騰号(第三六号), 二〇〇四年)、後、淺野裕一編『竹簡が語る古代中国思想—上博楚簡研究—』(汲古選書院・汲古選書、二〇〇五年)に「『從政』の竹簡連接と分節」として採録) 参照。

(13) 『上海博物館藏戰國楚竹書(一)』(馬承源主編、上海古籍出版社、二〇〇一年)の「前言」参照。また、上博楚簡が郭店楚簡と同様、紀山古墓群からの盗掘品である可能性については、戰國楚簡研究会「中國湖北省荊門・荊州學術調查報告」(『中國研究集刊』第三八号、二〇〇五年) 参照。